

次世代育成支援推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日までの5年間
- 2 内容

目標1 令和3年10月までに、結婚・育児・介護などでいったん退職した従業員を再雇用する制度を導入する。
---

〈対策〉令和3年3月 過去の結婚退職者等のリストアップ

令和3年4月 求人が必要が発生した場合、リストアップした退職者に優先的に情報提供する制度を整える